

平成23年度  
～みなさんの活動を応援します～

# 「区民公益活動に関する政策助成」への申請事業を募集します

◆申請期間 4月1日(金)～5月2日(月)

## 区民公益活動に対する政策助成制度とは？

区民団体が行っている公益活動で、区が行う政策に合致し、区政目標の実現に貢献する活動に助成する制度です。応募できる団体は、区民を対象とした公益活動の実績が1年以上ある、自主的に組織された非営利の団体です。

詳細は平成23年度の「政策助成の手引き」\*をご覧ください。

## 助成限度額は、1事業20万円。1団体2事業、総額40万円まで。

謝礼金や印刷製本費など、事業の実施に必要な経費を助成します。

事業の実施に必要な経費のうち、助成対象経費総額の3分の2以内を助成します。年度内の助成限度額は1事業につき20万円まで。同一団体の申請は2事業、総額40万円までです。

助成対象経費が一部変更となりました。詳細は平成23年度の「政策助成の手引き」\*をご覧ください。

## 助成の対象となる活動は？

助成の対象となる活動は、以下の9つの活動領域にあたる活動になります。

- ①地域を住民自身で支えるための活動、
- ②産業の活性化、勤労者支援又は消費者のための活動、
- ③地球環境を守るための活動、
- ④子どもと子育て家庭を支援するための活動、
- ⑤男女共同参画を推進するための活動、
- ⑥地域の保健福祉を推進するための活動、
- ⑦安全で快適なまちづくりのための活動、
- ⑧学習、文化、芸術又はスポーツ振興のための活動、
- ⑨国際交流、平和又は人権のための活動

☆☆☆申請にあたって説明会を開催します（出席は自由です。各回とも同内容）☆☆☆

- ◎3月22日(火) 午後7時～午後9時 (区役所7階 第8・9会議室)
- ◎3月24日(木) 午前10時～正午 (区役所7階 第9・10会議室)
- ◎3月25日(金) 午後2時～午後4時 ( // )

\*「政策助成の手引き」及び「申請様式」は、地域活動推進担当の窓口(区役所5階8番)で配布しています。区のホームページ(<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/172000/d012138.html>)からもダウンロードできます。

**ご注意!!…申請にあたっては必ず平成23年度の「政策助成の手引き」をご覧ください。  
また、申請様式が一部変更となりました。必ず新しい様式をお使いください。**

問合せ先：中野区 地域支えあい推進室 地域活動推進分野 地域活動推進担当  
電話：3228-5571 / ファクシミリ：3228-5620